

山田清里苑指定短期入所生活介護事業所運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清里が開設する山田清里苑指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）となった高齢者に対し適正な短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供をすることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画に基づき、居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活全般の介助（入浴・排泄・食事等）及び機能訓練により、利用者の心身の機能の維持を支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、担当介護支援専門員等、市町村、介護保険施設及びその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 山田清里苑指定短期入所生活介護事業所

所在地 名古屋市西区五才美町 211 番地

(入所定員)

第4条 山田清里苑指定短期入所生活介護事業所の入所定員は次のとおりとする。

- (1) 併設利用型（多床室型） 11 名
- (2) 空床利用型（多床室型） 特別養護老人ホーム定員の範囲内

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

第二章 人員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする（介護予防も合算して表記する）。

- (1) 管理者 1 名（常勤、特養施設長が兼務）

施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

- (2) 医師 1 名（非常勤）

医師は、利用者の診療・健康管理を担うこととする。

- (3) 生活相談員 2 名（常勤 2 名）

生活相談員は、利用者及び家族との生活相談、入退所における事務手続き、及び処遇に関する相談や苦情対応等の業務を担うこととする。

- (4) 介護及び看護職員

介護職員 37 名以上

看護職員 3 名以上

介護職員は利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を担い、看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理を担うこととする。

- (5) 管理栄養士 1 名（常勤、特別養護老人ホーム比良清里苑 管理栄養士を兼務）

管理栄養士は、献立作成・給食記録を担い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

- (6) 機能訓練指導員 2 名（常勤 2 名、うち 1 名は看護職員を兼務）

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練を担い、又それに伴う介護職員への指導等を行うこととする。

- (7) 介護支援専門員 2 名（常勤 2 名、うち 1 名は介護職員を兼務）

介護支援専門員は、利用者及び家族との相談、利用者のサービス計画の作成等を担うこととする。

- (8) 事務員 2 名（常勤 1 名、非常勤 1 名）

事務員は、必要な事務を担うこととする。

第三章 設備

（設備及び備品）

第 6 条 施設は法令に定められた設備及び所定の備品を備えるものとする。

第四章 運営

（通常の事業の実施地域）

第 7 条 通常の事業の実施地域は名古屋市西区全域とする。

（利用者に対するサービスの内容）

第 8 条 利用者に対するサービスの内容は次のとおりとし、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画に基づいて行うこととする。

- (1) 1 週間に 2 回以上適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
- (2) 利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に取り替える。
- (3) 利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- (4) 常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
- 2 必要な居室の提供を行う。
- 3 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行う。又、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うように努める。
- 4 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 5 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。
- 6 利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための機能訓練を行う。
- 7 職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- 8 利用者及び家族の希望により、送迎サービスを行う。

（居宅介護サービス及び介護予防サービス費用等）

第 9 条 施設は、居宅介護サービス費及び介護予防サービス費として介護報酬の告示上の額（法定代理受領サービスである時はその 1 割、2 割または 3 割の額）の支払いを受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 施設は前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けるものとする。

- (1) 滞在費（多床室）として、1 日あたり 855 円（基準費用額）
- (2) 食費として、1 食あたり朝食 401 円、昼食 522 円、夕食 522 円（基準費用額）
- (3) 日常生活において通常必要となる日用雑費として、1 日あたり 500 円
- (4) おやつ代として、1 日あたり 100 円

(5) 理美容代金（実費）

4 第3項の(1)(2)については介護保険負担限度額認定証により、負担限度額が決定される。

5 前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

（施設利用にあたっての留意事項）

第10条 指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際しては、予め利用者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業者の勤務の体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者またはその家族の同意を得るものとする。

2 指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証の内容を確認し、居宅介護サービス及び介護予防サービスの提供に努めることとする。

3 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供する。又、正当な理由なく指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供を拒まない。

4 施設は、利用者が入院治療を必要とする場合やその他利用者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、居宅介護支援専門員等と協力し適切な措置を速やかに講ずることとする。

5 利用者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

6 施設は、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族に連絡する等の措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第11条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（施設運営に関する重要事項）

第12条 施設の管理者は、専ら施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設の職務に従事することができるものとする。

2 施設は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めることとする。

3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を設けるものとする。

4 施設は、入院治療を必要とする利用者のために、予め協力病院及び協力歯科医療機関を定めるものとする。

5 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規定と重要事項説明書の概要を掲示するものとする。

（秘密保持等）

第13条 施設の職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

3 施設は、別に施設が定める個人情報の利用目的を逸脱しない範囲内での情報を提供する際には、予め文書により利用者の同意を得るものとする。

（苦情処理）

第14条 施設は、その提供した指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス

に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じる。

2 施設は、その提供した指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスに関し、介護保険法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

（事故発生時の対応）

第 15 条 施設は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

（記録の整備）

第 16 条 施設は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

（その他）

第 17 条 この規定の定める事項のほか、施設の運営及び管理について必要な事項は社会福祉法人清里と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

（緊急時等における対応）

第 18 条 施設は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っている時に、利用者に病状の急変やその他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（身体拘束の制限）

第 19 条 施設は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、適正な手続きのもと、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 20 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

2 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

3 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施すること。

4 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

付 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 10 月 21 日から施行する。
この規程は、令和 元年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。